

令和5年第2回広陵町議会定例会会議録（4日目）

令和5年6月19日

次に、4番、山田美津代議員の発言を許します。

4番、山田議員！

○4番（山田美津代君） 議場の皆さん、傍聴の皆さん、こんにちは。4番、山田美津代、大きく**3問質問**をさせていただきます。

まず**1番目、公共交通は町民の意見を反映させた実証運行を。**

7月から実証運行される予定ですが、進捗状況をお聞かせください。

①住民説明会などの開催は、どの地域で開催され、予定されている地域はどこで、いつ頃ですか。今まで開催された地域での参加者は、役員以外の方は何名ぐらいでしたか。またどのような御意見が出たのでしょうか。

②事業者の選定や、どのような活用を検討されておられますか。

③予約システムはどこがどのようにされますか。

④五位堂駅や大和高田駅に有償運行の便も予約したら行けるようにすれば（中央幹線は大和高田駅には行くとありますけれども）より使いやすくなると思いますが、有償運行は町内に限るとあります。これは業界からの要望ですか、配慮ですか。

⑤隣の香芝市がドア・ツー・ドア方式併用で運行されていますが、利用者の立場に立ったこのやり方がなぜ広陵町ではできないのですか。

⑥国の特別交付税の請求を8月にされたはずですが、交付された額は幾らだったのでしょうか。

質問事項2、空き家の有効利活用を。

地震が来れば今にも倒壊しそうな町営住宅を空き家の活用でという提案、以前何度もしましたが、一向に進んでいません。危険なままです。また配偶者が他界した後、年金が1人分になり、今までの家賃を支払えなくなる高齢者が増えてきています。また、コロナ禍や物価高騰でお暮らしが大変な状況の下、低廉な町営住宅の需要が生まれているのに、町は何も手を打っていません。環境課に問い合わせれば、空き家の利活用は企画課の分野だと言うし、空き家は環境課ですと言われるし、お互いの課がどう策を持つべきか話し合いもしていない。押しつけ合っている場合ではないと思う。もっと町民の立場に立った仕事をすべきでは。

質問事項3、山村町長へ以下の3問の政策、または政治姿勢についてお聞かせいただきます。

①②③は、教育長の施策ですが、町長の決定とお聞きしていますので、町長の考えをお聞かせいただくものです。

④は公職選挙法の第13章公務員の地位利用による選挙運動の禁止に該当する

行為であり、町民から批判の声が上がっています。

①小学校の給食高騰分を他市町村は保護者の負担を回避策をとっているのに、なぜ広陵町だけ保護者負担に決めたのか。

②タブレットの修理費用を保護者負担にされた理由。

③1万人の署名で議会も全会一致で可決した公民館建替え問題を住民の思いとかけ離れたもので代替しようとしていることなどについて、住民の側に立った政策をしていないこと。

④さきの県議会（県知事選挙と県議会選挙のときの両方）で町長名で、特定候補者への支持を訴えるはがきを町内に郵送したり、ある大字では、総会に町長名で出席して挨拶し、特定の候補者への支持を訴えるパンフなど机の上に配布したりなど、とてもあれは個人での支持の表明とは言いがたい行動ではなかったでしょうか。

以上三つの質問について御答弁よろしくお願いたします。

○議長（山村美咲子君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 山田議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目、公共交通は、町民の意見を反映させた実証運行をとの御質問にお答えいたします。

一つ目の実証運行の進捗状況のうち、住民説明会などの開催につきましては、自家用有償運送を行うに当たり、地域にバス停を設置する必要があることから、区・自治会役員の皆様に御説明をさせていただいたところでございます。

また一部の区・自治会では、老人クラブ等の皆様にも御確認をいただいております。地域の方々がより利用しやすいバス停の設置に努めております。現在は、高齢者の利用促進に重点を置き、老人クラブの皆様がさわやかホールを利用される際には、職員が出向き、説明をさせていただいております。さらに、今後、地域での説明会を順次開催してまいります所存でございます。

二つ目の事業者の選定や活用の検討及び三つ目の予約システムにつきましては、公募型プロポーザル方式で行い、予約システムは、ネクストモビリティ株式会社、運行は株式会社愛和と契約いたしました。現在、7月からの実証運行及び10月からの本格運行開始に向けて協議を密に行いながら、鋭意準備を進めております。

四つ目の五位堂駅や大和高田駅に有償運行の便も行けるようにすること、及び五つ目のドア・ツー・ドア方式併用での運行につきましては、自家用有償運送の運行範囲は、広陵町地域公共交通計画に基づき、本町の地勢や交通事情を勘案した上で、広陵町地域公共交通活性化協議会において御審議いただいたもので、町外の駅への直接的な接続は行わず、町内移動に重点を置いた運行といたしまし

た。

また、スマートウエルネスシティの観点も踏まえ、歩くまちづくり実践のため、ドア・ツー・ドア方式の運行ではなく、拠点型の運行を行うことといたしました。

なお、町内唯一の鉄道駅である近鉄箸尾駅には接続いたしますので、鉄道路線の積極的な活用につきましても、今後期待できるものと考えております。

六つ目の国の特別交付税の交付額につきましては、令和4年度の特別交付税の算定におきまして、地方バス路線の運行維持対策に要した経費のうち、単独事業といたしまして、5,023万5,000円を基礎数値として報告しており、0.8を乗じて得た額が、特別交付税の対象になり得るものとされております。しかしながら、交付額につきましては、バスを含む算定項目ごとの内訳が示されておきませんので、あくまでも理論上の額であるとお考えいただきたく存じます。

2番目の空き家の有効活用をとの御質問にお答えいたします。

我が国の人口は、2008年をピークに減少しており、世帯数につきましても、国立社会保障・人口問題研究所が2023年以降は減少に転じるとの推計をしております。現状の住宅ストック数は約6,240万戸であり、総世帯数の約5,400万戸より多く、量的には充足しております。住宅土地統計調査では、居住目的のない空き家の総数は、この20年間で1.9倍に増加しており、2030年には約470万戸程度になると推計されております。

国土交通省は、空き家対策として、簡単な手入れにより活用可能な空き家の利用や、管理不全の空き家の除却等により、400万戸程度に抑えることを目指すとしており、使えるものは使い、使えないものは除却するという方針でございます。

この二つの方針に沿い、本町におきましても、総合政策課と環境政策課が空き家対策に取り組んでおります。

平成27年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、本町では平成29年に空家等対策協議会を設置し、平成30年に広陵町空家等対策計画を策定いたしました。令和2年3月に、広陵町空家等の適正管理に関する条例を制定し、令和3年4月に広陵町老朽危険空家等除却補助金交付要綱を策定いたしました。空き家の利活用に関しましては、空き家所有者の個別課題といたしまして、共有物件における合意形成、仏壇や家財の整理、リフォーム費用、市場価値がないなどがあり、解決には不動産関係の専門的知識が必要であることから、本町では、空き家等移住推進事業として、空き家に係る相談窓口業務を特定非営利活動法人空き家コンシェルジュに委託しております。

全国調査では、空き家の4分の3以上が昭和55年以前の建築で、新耐震基準

を満たさない古い住宅であり、取得の経緯は55%が相続であることから、物置として使用されることが多いようでございます。売却や賃貸を希望されても、住宅の質の低さから買い手や借り手も少なく、適切な管理がされずに放置されますと、樹木等の繁茂により、周辺的生活環境に影響が生じ、空き家問題として顕在化いたします。

空き家状態が10年近く続きますと、住宅の質はさらに低下し、行政が空き家と認識した時点では活用が困難ということが多いのが現状でございます。議員の御提案のように、町営住宅として活用いたします場合には、住宅の耐震性やバリアフリーなど、一定の性能基準を満たす必要がございます。

必要となる改修費用につきましては、町が借り上げる場合は、空き家所有者の負担となり、町が買い上げる場合も同じく買収費以外に、耐震化などの改修工事が必要となります。維持管理におきましても、分散立地による効率の悪さと経費の増加が課題となります。このため、全国的にも活用事例は少なくなっております。

なお、老朽化した大塚、平尾、疋相の町営住宅につきましては、入居者の皆様に古寺町営住宅の空きが出た時点でお知らせし、転居していただくようお願いしておりますが、高齢であり、住みなれたところから離れたくないなどの理由から、転居を希望される方が少ないという状況でございます。

3番目に、私の考えをお聞きいただいております。

一つ目の給食費高騰分を保護者負担にすることについてお答えいたします。

小学校給食費につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を利用し、1年間、無償とさせていただき、令和4年、2学期からは同じく臨時交付金を1人月額300円充当し、実施してまいりましたが、近年の食材料費等の高騰の影響を受け、給食の質を維持することが難しく、値上げをせざるを得ないと教育委員会から協議がございました。給食の質を維持し、安全安心な給食を子供たちに提供するために必要な値上げであると説明を受け、総合教育会議等でも諮りました結果、令和4年12月議会に上程させていただいて、御可決いただいたものでございます。

また令和5年度1年間は、経過措置として給食費改定分の月額400円を町の施策として町が負担することで、保護者負担につきましては、値上げ前の金額と同額とし、負担の軽減を図っております。

二つ目のタブレットの修理費用を保護者負担にした理由でございますが、全ての負担を一律に求めるわけではなく、通常使用による故障につきましては、公費負担とし、落下等による破損であっても経年劣化を考慮し、令和4年度は75%、令和5年度は50%、令和6年度は25%の負担としております。また、借りたものを大事に扱うという意識の醸成にもつながり、子供たちの教育上必要

なことであると教育委員会と協議をして決めたものでございます。

三つ目の中央公民館建替えについての御質問にお答えいたします。

谷議員にお答えさせていただいた内容と重複いたしますが、中央公民館は、町の文化芸術の中心的施設であるとともに、生涯学習の拠点であると認識しております。先般、議会に報告させていただきました基礎調査の内容を踏まえ、町にとって最もふさわしい公民館としての機能が十分に発揮できるよう、長期的視野に立って総合的に判断してまいりたいと考えております。

町として行う施策は、様々な分野にわたっております。町民の血税である限られた財源をどのように町民の皆様にお返ししていくか、常々考えているところでございます。施策推進に当たりましては、意見も様々でできる限り多くの町民の御理解をいただかなければならず、また議会で議決いただいて、進めていくものでございます。

四つ目の選挙に関する御質問でございますが、はがきは以前から私の知人に対して、肩書を入れております。大字の総会は、お招きいただいた地域におきまして、平素のお礼の意味で挨拶させていただいている恒例のものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山村美咲子君） それでは、2回目の質問をしていただきます。

山田議員！

○4番（山田美津代君） 御答弁ありがとうございます。

住民説明会、具体的な大字名とかなかったんですけども、区・自治会役員の皆様に御説明をさせていただいたところでございます。また一部の区・自治会では、老人クラブ等の皆様にも御確認をいただいておりますと言いますけれども、そしたらどういうところをされて、何名ぐらいで、あとどういうところが残っているんですか。

○議長（山村美咲子君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） まず区・自治会の皆様に御説明をさせていただいたというのは、広陵町の区長・自治会長会がございまして、その際にこういった元気号の今度運行再編を行うということで御説明をさせていただいた上で、一旦それは各大字・自治会にお持ち帰りいただいて、皆さんで御相談いただいた中で、必要に応じて老人クラブ等の皆さんの御意見も反映させた形で、また我々のほうにおっしゃっていただいたというような形であります。

それがどれぐらいの大字であったかという正確な数字はちょっとつかんでおりませんが、各大字に個別の説明会の実施というのは、今後実施する予定でございまして、既に坂野議員のいらっしゃる六道山であったりとか、百済、南地区、こういったところは早くから地域で説明会を個別にやってほしいということで御依頼を受けておりますので、今後、24日と25日は、校区ごとの説明会以

降に、またそういった地区ごとの説明会を御希望いただいて、実施をさせていただくことができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） なぜ、そういう説明会に私こだわるかといいますと、役員以外の本当に御利用される方の意見が反映したものになってほしいからお聞きしているわけでございます。前は、小学校の校区ごとの説明会をすとかいう説明があったんですけども、これからされるということで、ぜひその役員さんも自治会長会とかで、会長さんとかが、区に持ち帰って話をされているとは思いますが、されてないかもしれませんし、ぜひ、そういうところで意見を述べるというのは、なかなか普通の地元にお住まいの方、直接、自治会長さんや区長さんに言いにくい部分もあるのではないかなと思うんですよね。

それで7月から実証運行しますということを答弁書にも書かれていますけれども、6月の広報、広陵元気号がもっと便利になりますと、こういうところには実証運行3か月しますとは書いてないんですよね。パブリックコメント、6月13日までに各公共施設に置いてありましたパブリックコメントの用紙にも3か月実証運行して、10月から本格運行しますということが書かれていないんです。私は、やっぱり実証運行、3か月の間に実際に乗っていただいて、そしてここもうちよっとうなったらいいとか、こういうふうにしてほしいとか、ここもうちよっとう停留所をあまりこの間が長過ぎるから短くしてほしいとか、乗って初めて分かることってあるじゃないですか。説明会をして、こういうふうの有償運行します、予約式をします、これ本当に予約式の有償運行というのは本当は前進だなと評価はさせていただくんですけど、乗ってみて初めて分かることってあるので、そこをもっと丁寧にやっていただきたい。この間、全協のときにも私申し上げました。乗っている間にアンケートを取るおつもりはありますかと。そうしたらありません、運転手さんに配ってもらわれませんというので、じゃあ、ぶら下げといてくださいとアンケートを。それをまた箱とかに入れるような形で、ぜひ乗っていただいた方の御要望を集約する方法を考えていただきたいというふうに言ったんですが、それはいかがでしょうか、御検討いただいていますか。

○議長（山村美咲子君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 議員がおっしゃるとおりで、乗って初めて分かるというところは多いかと思えます。そのために、今現在いろいろ乗り方についての説明会を様々なところに行かせていただいて、実施をさせていただいておりますので、そういった先ほどから申しました説明会の場であるとか、それから実証運行の期間に寄せられた声というのは必ずその辺りはちょっと集約して、解決できるものというのをまた10月から反映できるようにはしたいと思っております。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） ぜひそれやってください。

それとなぜ、デマンドをしなかったかということがすごく疑問だったんですけれども、今年の3月の予算委員会に資料も載せてますけど、町長の御答弁がございましたから、それをちょっと載せてます、資料として。13行目ぐらいに、デマンド交通についてどれだけ需要があるのか、どんな声が集まるのかという調査をやった結果、そんなにデマンド交通については、比率的には少ない。また、タクシー業界からすると、デマンド交通をやられると、タクシーがあがったりになりますので、極端な話、デマンド交通、広陵町でされるのであれば、広陵町にタクシーを呼ばれても行きませんよというぐらい強い声がございます。このタクシー業界の声にやっぱり押されてデマンドをしなくて、有償運行という形をとられたというふうに、この後説明が続いておりますけれども、どちらを取るんですか、町長、広陵町長でしょ。タクシー業界から、タクシー乗り入れませんよと言われても、いや町民は要望は戸口から戸口までのデマンドが、御要望が強いんだからデマンドをやるんだと、なぜ言っていただけなかった。だって香芝ではデマンドもやってますし、タクシー乗り入れてますやん。タクシー業界がタクシー来てくださいと広陵町民から来たら、行きませんよなんて言いますか。言わないでしょ。なぜそれにひるんでしまったのかと思って、大変私は悔しい思いをしてるんです。町長、なぜタクシー業界のほうをとったんですか、町民の要望ではなく。

○議長（山村美咲子君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 地域公共交通活性化協議会は、広陵町だけでなしに公共交通の運行事業者が委員として入っております。また、国の運輸局、奈良県、関係機関が全部参加をして、この広陵町での地域公共交通をどのように構築していくかということ相談する会議でございます。やはり利益代表の委員が入られることは間違いないわけでございます。極端な話、そのような発言も以前ございました。しかし、今回の自家用有償運送に関しては、タクシー業界からも理解を示していただいております。まだ無償運送というのか、しっかりと応援をしていただく姿勢を示していただいておりますので、極端な話、これをデマンドを全域、町全体でデマンドをやると、タクシー業界だけでなしに、奈良交通も路線から撤退する、あるいは減便するということになってしまいますので、そんなことにはならないと広陵町の人口構成からいけばそうだろうと思っております。ただ、公共交通は、広陵町のコミュニティバスだけではない。タクシー、鉄道、バス、全てが構成された公共交通ですので、それぞれの役割を果たしていただくということが目的でございます。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） 到底納得できる御答弁ではございませんけれども、これに時間を割くわけにはいきませんので、また、有償運行を実施運行をされた後に、また9月議会で、その結果をまた聞かせていただきたいと思います。

それで、危機管理監にちょっとお聞きしたいんですけど、この有償運送ですけど警報が出た場合はもちろんストップされると思うんですけども、支線と中央幹線と一応3台あるわけですけど、やっぱり高齢者が避難するときに、全然車がない場合もございますね。そういうときの何かこういう車を、そういう高齢者を安全なところに運ぶとか、そういう検討とかはできるのかな。3台しかないんで、全町できないし、そういうときも全然まだ検討されてないと思うんですけど、ぜひ防災の意味でも有償運送の車を活用していただくことも御検討いただけないかなとちょっと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（山村美咲子君） 井上危機管理監！

○危機管理監（井上智裕君） お答えします。緊急時における使用できるオプションというのは、多ければ多いほど臨機応援な対応ができるという観点から、そういった使用方法についても、検討のテーブルには乗せるべきと考えております。ただし、あくまで個別避難計画等々、現在、要支援者様等が考えておられる避難は自助が中心です。そもそもこの考え方は公助の限界というところから出ておりますので、それを主要な手段にするということは考えておりません。ただし、議員がおっしゃられるように、緊急時ですので、当然ですが、平素からそういったことを検討しておかねば、いざというときに当然ですが、そういう発想も浮かばないという考えにおいてありがたい御意見だと思います。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） ぜひ、今危機管理監がおっしゃったように平時から予想しておかないと、いきなりそういうときに、さあ、どうしようと動けませんので、ぜひ御検討のほうよろしくお願いいたします。

では、2番目に移ります。

空き家対策ですけども、私、何回もこの質問させていただいてちっとも前と変わってないですね。古寺の町営住宅に移り住んでいただくけれども、環境が変わるから移り住んでいただけないんですというような、全然変わってないじゃないですか、前と。私、前言いましたよね。平尾とか六道山の今住んでおられる今にも潰れそうな、町長が恥ずかしいような町営住宅の住んでおられる方々に聞きに行きました。古寺に移り住むのは嫌だけれども、平尾の方は平尾の中にそういう町が町営住宅を用意したら移れますかと聞いたら、環境がそんなに変わらないんだったら移ってもいいというアンケートの内容でございました。それも私、前に質問させていただいております。一個もそんなこと書いてないじゃないですか。

それで、いつまで町営住宅をあのままほっとくつもりなんですか。本当に毎日のように地震国、地震が起きています。私、地震が来るたびに町営住宅大丈夫かなと。奈良は、おかげさまで少ないので、今のところ無事ですけれども、これ震度4・5、来た場合、町長、命守っていただけるんですか。

○議長（山村美咲子君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 町営住宅につきましては、足相の町営住宅を改良するという考えさせていただいております、六道山、平尾についても平尾で建て替えた町営住宅に移っていただくというふうには考えておるんですけれども、いずれにしましても仮に出ていってもらふ必要がある。仮に転居してもらわなければならないということになりますので、そういう意味では、以前からも説明させていただいているセーフティネットのような住宅を活用できればいいなということで、県の説明会等も参加させていただいて検討させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） じゃあ、なぜそのことが答弁に書かれてないんでしょうか。少し検討してる、セーフティネット制度も勉強してきましたということが書かれてあったらうれしかったんですけど、全然書かれてないんですよ。

御答弁の中に、必要となる改修費用につきましては町が借り上げる場合は、空き家所有者の負担となり、町が買い上げる場合も改修工事等が必要になっても、効率の悪さと経費の増加が課題となります。町営住宅を建てるには何十億円もかかりますよね。何億円で済むか分かりませんが、でも町が借り上げるか、買って、改修するんでしたらそんな何十億円もかからないでしょう。私、割安な方法を提案しているんですよ。町営住宅危ないから建てろと言ってないんです。考えて言ってるんですよ、町のお金を。割安で、そして町営住宅に住んでおられる方の命と安全を考えて割安な方法を私提案させていただいているのに、なぜこんな効率の悪さと経費の増加が課題となりますみたいな答弁になるのかなと思うんですけれども、建てるよりは割安じゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（山村美咲子君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 建設する場合には、用地、それから新たな建設費というのが必要になるんですけれども、それに比べて空き家を借りれば安くなるのではないかという御提案かと思うんですけれども、そもそも使える空き家というのがなかなかないというのが現状でございます。町長の答弁にもございましたように、老朽化している建物が多。それと所有者の皆さんの中で、どういうふうを活用するかという概念について検討されてない部分が多くて、それ

が今日本の空き家問題の中で一番大きな課題になってございます。ですので、そういう議員おっしゃるような安く済んでうまく使える空き家というのがほとんどないというのが現状にあるというのがあって、なかなか難しいということになります。ですので、真美ヶ丘の中の新耐震に適合した建物で空き家になっているものがあれば、それはそれで価値はあろうかと思うんですけど、そういった部分のものは、一定競争力もあるんで、賃貸なり、売却なりというところに回っていく可能性もございまして、我々のほうに相談がくる案件というのは、本当に使い勝手が悪いというか、除却の方向に進んでいかざるを得ない状況になっているのかなと思います。そういう関係で、国のほうも税制改正をして、空き家を除却しても固定資産税を上げないといったような対策を進められているので、基本、国が言ってる470万戸を400万戸を抑えるという中では、ほとんどが除却を進めようとされている状況の中で、なかなか活用というのは難しいということで町営住宅にしていくのも難しい現状があるということでございます。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） 中川理事、今までのことを考えたらそうかもしれませんが、これからどんどん増えていくんですよ。先日の堀川議員の孤独死の質問にもありましたように、独り住まいの方も増えているし、本当にこれから増えていくんですよ、どんどん。独り住まいの方も増えるし、空き家も増えていくんですよ。

また、高齢期には、男女の貧困率の差が拡大します。低年金が女性に集中しているからです。年金10万円未満の受給者は男性124万人、女性は267万人、50%超の女性は、年金が10万円未満です。特に独り暮らしの女性の貧困率は、勤労世帯においても24.5%、4人に1人です。独り親世帯を除くほかの世帯に比べて突出して高く、高齢期の貧困率は50%近くに上ります。高齢女性がなぜ貧困に陥るのかといえば、現役世代の賃金格差や昇進、昇格差別など女性の地位の低さが反映された結果です。貧困の実態は所得のみで決まるわけではありませんけれども、日本の社会では住宅費、医療費、介護費、交通費などにそれなりのお金が必要です。

では、高齢期で独り暮らしの生活と健康をどう守っていくのか。たとえ所得が低くても、家賃を払わずに住む家があり、低家賃の住む家があり、医療・介護の自己負担分が少なければ、孤立することなく元気に日々を過ごすことができるでしょう。そういう人たちが生活する上で最も切実な問題が、この住宅の問題です。この負担を下げ、実態に即して支援するといったきめ細かい対策をとる必要があります。そうは思いませんか、中川理事、これからの問題です。今から考えておかないと間に合わないんですよ。実際、この間6月でしたか、9日締め切り、町営住宅4戸空いたから4人の方が即申し込まれて、もう今回は4人だった

んで抽せんはなかったんですけど、なかなか町営住宅空きません。空いたら、やっぱり殺到して今まで抽せんが多かったわけですよ。今回は4戸空いて4人だったんで抽せんなかったんですけど。その後に、私のほうに相談に来られた方が通告書にも書いたように配偶者の方が亡くなって1人の年金では今の家賃が払えないから、町営住宅に住めないかなというふうな御相談だったんですけど、もう締め切りが終わってたらしいんですね。これから今まで暮らしていた生活を、コロナ禍ということも、すごい物価の値上がりでしょ。何もかもまた上がりますよね。こういう中で生活をしていく中で、本当に高齢者の特に一人の女性の年金が少ない中で暮らしていくのは本当に大変な御苦労があると思います。やはり一番大きいのが家賃ですね。ですから、これをやはり低廉な安心安全なそういう住宅を町が提供するの、私、町の責務だと思うんですよ。そこをやっぱりどういうふうにしたら、そういう低廉な家賃を提供していただけるか。空き家の活用が駄目だったらほかに考えてください、それやったら。環境課、それから企画課、都市整備課、三つの課が集まって、これは企画課の話や、これは環境課や、これは都市整備課やじゃなくて、三つの課が集まってこれからのこういう問題をどうやったら解決していただけるか、真剣に検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山村美咲子君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 住宅確保要支援者というのはおられるというのは十分認識しております、それに対して町としてどれぐらいの戸数を確保しなければならないかという部分の推計もさせていただいているところでございますので、そういう部分でいろいろな手法を検討しながら進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） 本当、真剣に考えてくださいね。よろしく申し上げます。町民の命がかかってますからね。

では、次に行きます。

町長がタブレットや給食の高騰費を町民負担にしたという、るる書いてございますけど、なぜ他市町村がしてない保護者に負担を広陵町だけ押しつけたんですか、これを聞いているんです。これの御答弁、お願いします。

○議長（山村美咲子君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 給食費そのものは、もう当然説明するまでもなく、食材費については保護者負担と定められております。他の町がやっているというのは承知をいたしておりますが、その給食の食材の調達の方法、また調理の方法、広陵町の給食費が4,200円的时候は、ほかの町よりも安かったと思います。そんな中で一般会計から応援する部分も、もちろん、ここにも先ほども答弁させて

いただいたように、300円を上乗せして、質を落とさないように、物価上昇分については応援をさせていただいております。適正な給食費というのは幾らかというのは教育委員会で算定をしたら、4,600円という数字が出てきたわけです。この数字でないと給食は運営できませんと教育委員会からの話で、条例改正をさせていただきましたけれども、令和5年度については、その値上げをせずに400円分は一般会計から応援をしましょうということでございます。物価の上昇分について、とりあえず1年間は応援をさせていただこうということでございますし、議会でその条例を可決いただいた際にも附帯決議がございまして、給食費の無償化に向けて町も教育委員会もしっかり国に対してお願いをしていくという方向にいくわけでございます。今後の学校給食の在り方については、また皆さんとしっかり相談をしながら、給食費の保護者負担について決めていければというふうに思っております。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） 大和高田市でふるさと納税をその物価高騰分に充てているわけですね。他市町村がそういうふうに工夫をしているのに、そのなぜ条例を出したのかということが私はすごく疑問に思うんですよ。今からでもやっぱり変えていただいたらどうですか、他市町村に見習って、タブレットの修理費用と給食の高騰分、ふるさと納税を生かすなら、多いですもんね、広陵町も。そういうところで補っていくということを考えていただくわけにはいかないんですか。またこういうことが違うことで出てきた場合、また他市町村でしてないのに、広陵町は、国保税は本当に65歳以上の高齢者の減免制度がすごくいい制度があったのが県が単一化になって、それをやめなければならなくなった。いいことをずっと今までしてこられたわけですね。今度は他市町村がしてない保護者負担を町がしてるということで、3万5,000人ね、どんどん移り住んで来られているから、特別に子育て支援策せんでもいいんだみたいなお考えなのかもしれませんけれども、それでは3万人維持も、これからの行く先の3万人維持しようという計画もおかしくなってくるんじゃないですか。やっぱり子育て支援というものに対して、きちっと他市町村と同じ足並みで保護者負担を避ける方向を考えていかないといけないと私は思うんですけれども、いかがですか。

○議長（山村美咲子君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） いろいろないいところをしっかりと学んで見習っていくことは大事だというふうに思います。広陵町は、子ども医療費については、昨年から高校卒業まで、よそのまち全部がやっているわけではございませんが、率先してさせていただきました。今回、奈良県知事が発表された内容では、もう所得制限を設けずに、18歳まで拡大するということを県のほうで発表されておりますので、奈良県下全部足並みがそろうというふうに思います。

学校給食費、いわゆる子育て支援についても、国の責任においてやっていただく部分が非常に多いというふうに思います。市町村間で競争するというよりも、やはり子育て支援はしっかり国で統一して、どこに住んでても同じ水準にしていただきたいというのが基本でございます。給食費の問題、それ以外の問題については、様々各市町村ごとに政策が異なりますので、今ここでどうするという事は申し上げませんが、皆さんとしっかり相談をする、財源をどこに求めるかということも含めて、これからの課題というふうに思っております。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） ここには書かれてませんが、補聴器の支援、三郷、斑鳩がして、今度また河合町も補聴器の支援を決められたということが情報として昨日入ってきました。ぜひそういうことも考えていていただきたいと思いますが、今度中央公民館の建替えの問題ですね。谷議員さんのときにたくさんの傍聴が来られて、関心の高さが本当にうかがえましたけれども、東洋大学の調査費用までかけて町民の思いと違う結果を導き出そうとしている姿勢に、私、来られていた町民の皆さんお怒りでお帰りになったと思います。議会も全会一致の結論をほごにされているのですから、議会軽視も甚だしいんじゃないかなと、私思います。奥田部長の先日の谷議員の質問の答弁では、代替施設の検討しないまま要望があったから建替えをするのはどうかと、そうでない方もいらっしゃる。他の施設を望んでいる方もおられると発言をされておられましたけれども、町税を納めている町民が切実な要望を1万人の署名として建て替えてほしいと言われているのに、他の方の意見もあるとか、他の施設を望んでいる方もおられるとは何ですか。他の施設を望んでいるという、そういう人たちの意見のほうを重視していると思えません。そういう方々は、町内一人一人訪ねて行って汗をかき、努力されて署名とかで意思を示されたんですか。そういうことがあったから奥田部長そういうことを言ってるんですか。奥田部長、なぜこのような発言をされたんでしょうか、谷議員の質問の答弁。1万人の方々の思いというのを踏みにじる発言だと私は思うんですけど。

○議長（山村美咲子君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 1万人の方々の署名を集められたことについて踏みにじるようなということでおっしゃっていただきましたけれども、決してそういうつもりで申し上げたわけではございません。答弁の中でもお答えをさせていただいたと思うんですが、そのお声、思いというのは十分重く受け止めております。ただ、同じ繰り返しになりますけれども、やはりいろいろなお考えをお持ち、思いをお持ちの方々というのは、町民の方々いらっしゃいますので、そういった声がある中で、この公民館の建替えをやはりどうしていくかということはしっかり考えていきたいというところでございますので、よろしく願いいたします。

す。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） 1万人の署名と本当に重たいと思うんです。それを全会一致で議会が可決したということももっと重く受け止めていただきたい。それなのにもう6年もたっているんですよ。何も進んでいないじゃないですか。それと箸尾の準工業は町民の願いだったんですか、あれだけお金かけてね。やっぱり住民の気持ちと違うところに町幹部の計画があるとしか私は思えないんです。町長の柔和な顔にみんなだまされて、要望を聞いてくれるとの信頼を寄せていたのがここに来て裏切られた思いじゃないかなと思ってます。

広陵町が目指すべき公民館のあり方及び建替えに関する検討結果のページ、11の9、今後の進め方及び時期については、町長に対し、三つの所掌義務を挙げて建替えの方策を提案する適切な機関の設置を求めています。1、建替え場所の選定、周辺の再整備。2、新公民館（ホールを含む）規模及び施設・設備等のスペックの決定、3、先ほども述べた1と2に基づき周辺整備を含めた基本設計・実施設計、この三つを具体的に挙げています。

一方、東洋大学の基礎調査業務については、令和4年8月23日第6回臨時会資料で予算300万円で、更新・改修・長寿命化・機能移転など、複数の選択肢を検討するための基礎的な調査を行うとしています。町長への三つの所掌義務はどこに行ったのでしょうか。谷議員がグラフで示した公民館建替え再整備の方策を目指す適切な機関がない。そのとおりだと思います。問題をすり替える誠意のない答弁や態度は決して許されません。早期に適切な機関の設置を具体化していただきたい。いかがでしょう。

○議長（山村美咲子君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 私が柔和で、何でも話しやすいというような評価をしていただいたんですけど、やはり政策そのものは、優先課題から順番にやっていくということでございます。1万人署名というのは非常に重いものがあるというのは何度も申し上げているとおりでございます。私は最初は、今の公民館を大修理をして、快適に使っていただくために整備をしようということを提案させていただいておりましたが、建替えでないと駄目ということから、1万人署名を集められて、請願もされて議会でも採択された。私はもともと改修をして快適に使っていただきたいということで何度も議会にも提案をさせていただきましたが、議会のほうはそれでは駄目だという方向で条例化して審議会ができて、答申が出たわけでございます。箸尾準工業地域というのは、これは土地開発公社で投資をして回収する事業ですので、税を投入しているわけではないということ、事業でございます。公民館とか、体育館とか、こういうのは福利厚生施設ですので、広陵町に必要なものであるにしてもなかなかその優先順位が回ってこないというのもあ

るわけでございます。歴史資料館も私、1期目のときに約束をして審議会までつくって整備をしようということで答申をいただいておりますが、これもできていないということでございます。ほかの事業がやはり優先されるということから、今ある資産をどのように活用して要望にお応えしていけるかというところを今、東洋大学にも相談をして答えを導き出そうとしているわけでございます。町民の皆さんにも様々な意見があるということ私のほうにも伝わりますので、絶対建て替えてほしいという声は強いです。しかし、本当に必要なのかという声もたくさん頂戴しますので、その中でどう調整していくかということになるわけでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） 今の町長の御答弁によりますと、早急に建替える機関を設置はしないということですか。されるんですか。そこを御答弁いただきましたかったんです。

○議長（山村美咲子君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 今の段階で明言はできないということでございます。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） となると、1万人の署名や議会の全会一致の分は軽視されるということで受け止めてよろしいですね。

○議長（山村美咲子君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） そういうことではございません。議会とともに進めていく事業でございますので、また議員の皆さんからもいろいろ提案をいただければと思います。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） では、またこの質問は何人かの議員がされると思いませんので。

次に行きますけれども、3月19日にあるところに町長が行って御挨拶されたということがありますけれども、それからはがきは、知人のところに出したということですが、知人の方でないところに届いてるというのが私のところに、ある町民から届いております。広陵町長山村吉由というお名前を出してはるんですよ。これ、公務員の地位利用による公職選挙法の選挙運動の禁止に抵触してませんか。公職選挙法をお読みですか。

○議長（山村美咲子君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） そういうのは地位利用に当たりません。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） 何で当たらないんですか。広陵町長山村吉由で出されているんですよ。山村吉由さんだけだったら個人の推薦かもしれませんし、また

こちらで持っている写真は、ある特定の候補者のパンフレットなんかも机の上に置いてあって、そこで町長、挨拶されているんですね。特定の候補者もその場におられる。それを見た、大字の総会に来られた方は、町長も推してる方なんや、そう思いませんか。思うと思いますよ。

○議長（山村美咲子君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 私は、恒例で答弁させていただいたように、毎年総会に案内をいただいて挨拶をさせていただいております。平素の様々な町行事についてお礼を申し上げているわけでございますので、そういう恒例行事ということでございます。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） 恒例行事にそのパンフレットをいつも置いてあるんですか。おかしいと思いますよ、これは。公職選挙法の地位を利用したそういう選挙運動というのに抵触すると思います。これ、6月9日、奈良新聞に大淀の町会でも何か4月の県議選で落選した自民党推薦の新人候補を応援した町長に対して、同町議会の議員さんからも町政発展を考えた上での応援だったか、やっぱりそういう地位を利用した選挙運動だったんじゃないかということで質問をされています。ほかにもそういうことをされた町長なり、市長さんなりに地位を利用しているんじゃないかという批判があちこちで起きています。私が手に入れたある特定の候補者のリーフにも、4つの町長さんが並んで写真を撮られていますけれども、これも地位利用じゃないかな。公職選挙法の13章、読み上げましょうか。

○議長（山村美咲子君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） パンフレットのことは私、存じておりません。4人というのは、はがきのことをおっしゃっているんでしょうか。4人というのははがきのことをおっしゃっているんでしょうか。違うんですか。（「反問権」との発言あり）

○議長（山村美咲子君） 時計止めます。

○町長（山村吉由君） 先ほど4名とおっしゃったのはどういうことか、もう一度説明願います。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） この場で見せていかどうか分かりませんが、この4名です。分かりましたか。

○議長（山村美咲子君） 動かしていいですか。

山村町長！

○町長（山村吉由君） それは承知しております。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） では、公職選挙法、町長、お読みになっていると思いますが、読みます。

13章の136条の2、次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動することができない。1、国もしくは地方公共団体の公務員、または行政執行法人、もしくは特定地方独立行政法人の役員もしくは職員。あと沖縄振興公庫の役員とかいますけれども、そういう人たちが地位を利用して選挙運動することができないと書いています。2の1に、その地位を利用して公職の候補者の推薦に関与し、もしくは関与することを援助し、または他人をしてこれらの行為をさせること。その地位を利用して投票の周旋勧誘、演説会の開催、その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、もしくは指導し、云々とございますけれども、これに当たるんじゃないですか。もう抵触するというふうに思いますけどね、なぜ当たらないと。それから、藤井さんが手を挙げていたから思い出した、質問事項を。まだ質問してますので。このことを選挙期間中に選挙管理委員会に抗議に行ったんですよ。それで、町長にちゃんと言いましたか、注意していただけましたか。

○議長（山村美咲子君） 藤井総務部長！

○総務部長（藤井勝寛君） 失礼いたします。

選挙期間前だと思います。県知事選の告示前でしたので、そのときの山田議員のほうから来ていただいた件ですね、町の選挙管理委員会のほうから報告を受けております。それを基に町長のほうにも確認をとっておりますけれども。あと県の選挙管理委員会のほうにも、この関係を問合せをさせていただいております。県の選挙管理委員会の回答といたしましては、町長のこういう行動、今のこの行動、この件については公職選挙法の抵触には当たらないということで回答をいただいております。

以上です。

○議長（山村美咲子君） 山田議員！

○4番（山田美津代君） 県の選管は公職選挙法を知らないのかな。3月29日に我がまち創生で載せてはりますね。共に考えいいまちづくりと書いてあるんですよ。やっぱり町民とともに共に考えて、いいまちづくりのために、ぜひ町長、町民の思いを要望をかなえる、そういう町政をしていっていただきたいというふうに強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山村美咲子君） 以上で、山田議員の一般質問は終了いたしました。